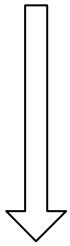


空家や空地を買いいたい、借りたい方

利用できる人



名寄市に定住または移住を目的に、市内の空家・空地を購入又は賃借し、自然環境や生活環境に理解を深め、地域住民として生活しようとする人。

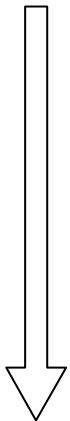
ただし、名寄市空家バンク実施要綱第9条に規定する者は空家バンクを利用することができない。

物件情報の閲覧



名寄市ホームページで、空家・空地情報を閲覧し条件に合う物件を探します。

問い合わせ等



空家バンクで公開されている情報について、不明な点等がありましたら、市と協定締結した物件を取り扱う宅地建物取引業者（以下「仲介業者」という。）若しくは、名寄市環境生活課までお問い合わせください。

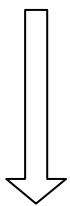
◎問合せ先

〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地（名寄庁舎）

名寄市役所 市民部環境生活課

TEL 01654-3-2111 fax 01654-2-0598

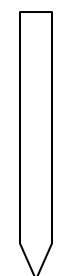
空家の現地確認



空家・空地の現地確認を希望される方は、希望する物件を取り扱う仲介業者に直接お申し込みください。

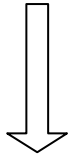
仲介業者がない物件については、市から所有者の連絡先をお知らせしますので、直接所有者と調整してください。

物件の交渉



現地確認後、当該物件の交渉を希望する場合は、その旨を仲介業者に申し出て、仲介業者を介して契約に向けて交渉から契約まで手続きを進めてください。

仲介業者を介さない物件につきましては、市から所有者の連絡先をお知らせしますので、直接所有者と交渉を進めてください。



仲介業者を介する介さないに関わらず、市は物件の交渉には一切
関与しません。

売買又は賃貸契約

交渉が成立したら契約となります。
契約に関しても市は一切関与しません、

注意事項

★ 空家等の売買契約や賃貸契約、購入後の物件の瑕疵等のトラブルを避けるため、市が協定を締結した宅地建物取引業者に仲介して頂く事をお勧めします。

仲介には、宅地建物取引業法に定められた仲介手数料が発生しますのでご了承ください。

★ 仲介する宅地建物取引業者は、市と協定を締結している名寄市空家バンク仲介業者の中から所有者が選択した仲介業者とします。

◎問合せ先

〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地（名寄庁舎）

名寄市役所 市民部環境生活課

TEL01654-3-2111 fax01654-2-0598